



— 主な内容 —

- ・2月定例会議会町長事務報告…2・3
  - ・児童手当は子ども手当に移行…4
  - ・町税などのコンビニ収納を開始…5
  - ・後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始…7
- ※問=問合せ先 申=申込み先

身近な地域でボランティアとして交通安全活動を実践する「交通安全推進隊」を、県内全域の小学校区で募集します。現在、約3,700人が、通学路での街頭指導や高齢者の自宅を訪問しての啓発、イベントでの交通安全活動など、身近な地域の交通安全活動に熱心に取り組んでいます。

## 交通安全活動に取り組んでみませんか

### 交通安全推進隊を募集

隊員登録された方には、安心して活動していただくために、ボランティア保険の加入や帽子の支給などを行います。

- ▼登録期間 7月1日～1年間
- ▼申込方法 各県民センター、各警察署、町生活環境課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、県庁生活・交通安全課または県民センターに郵送・持参・送信
- ▼申込期間 4月9日(金)～5月10日(月)
- 申・問 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 県庁生活・交通安全課 ☎043(223)2263 FAX 043(221)2969

# 思いやりと心掛けで 事故のない安全なまちづくり

## 春の全国交通安全運動が実施

### ◎交通事故防止のために

- ▼運転者は
  - ・子どもや高齢者の事故が多発していますので、見かけたら思いやりをもって対応しましょう。
  - ・後部座席を含む全てのシートベルトとチャイルドシートの着用を確認しましょう。
  - ・いまだに飲酒運転による事故が発生しています。飲酒運転は絶対にやめましょう。
  - ・夕暮れ時は、早めにライトを点灯するようにしましょう。
- ▼歩行者・自転車は
  - ・道路を横断するときは、必ず左右の安全確認を行い、自



- ・動車に十分注意しましょう。
  - ・夜間外出するときは、明るい服を着用し、反射材を活用するなどドライバーから確認しやすい服装を心掛けましょう。
  - ・自転車安全利用5則を守って安全運転を心掛けましょう。
  - 〈自転車安全利用5則〉
    - ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
    - ②車道では左側を通行
    - ③歩道では歩行者優先で、車道より徐行
    - ④安全ルールを守る
      - ・並進禁止
      - ・交差点での一時停止
      - ・二人乗り禁止
      - ・飲酒運転禁止
  - ⑤子ども(13歳未満)は乗車用ヘルメットを着用
- 問 東金警察署 ☎(54)0110

## 地域全体で犯罪から子どもを守りましょう

4月は入学や進級など、子どもたちの生活が大きく変化する時期です。また、思わぬ事件・事故に巻き込まれる可能性の高い時期でもあります。

「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という意識の

「地域では、不審者(車両)や不審事案を

目撃したら、直ちに110番通報をしてください。暗くなるまで遊んでいる子を見かけたら、早く帰るように声を掛けてください。不自然な子ども連れを見かけたら、声を掛けるか110番通報をしてください。子どもたちを見守るため、犬の散歩やジョギングなどほどこるだけ登下校の時間帯に、通学路等で行いましょう。

●各家庭では  
通学路などにある危険な場所や、何かあったときに逃げ込める家の場所と助けを求めする方法を繰り返し教えましょう。子どもたちが自分で身を守るように5つのお約束(イカ・ノ・オ・ス・シ)を実践させましょう。

## 「大網白里町まちをきれいにする条例」が制定されました

道路や空き地などにポイ捨てされた空き缶類やたばこの吸い殻、家電類の不法投棄。また、空き地に繁茂した雑草や道路などに放置された犬のフンなど、まちを汚す人々の行為を嘆く声が行政に多く寄せられています。しかし、これらの問題に対し行政ができることも限られています。このため町民や事業者、土地の管理者の皆さんと行政がそれぞれの責務のもと、協力し合い、住みよいまちを創るため、「大網白里町まちをきれいにする条例」が制定されました。一人一人が「自らがまちをきれいにしよう」とする意識を持ち、美しいまちをつくりましょう。

問 生活環境課環境対策班 ☎(70)0386

## 子どもたちへ 5つのお約束!

イカ・ノ・オ・ス・シ

- 【イカ】知らない人についてイカない
- 【ノ】知らない人の車にノらない
- 【オ】助けてと大きな声を出したり防犯ブザーを鳴らしたりする
- 【ス】怖かったら大に人のいる方にスグ逃げる
- 【シ】どんな人が何家をしたのかの人にシらせる